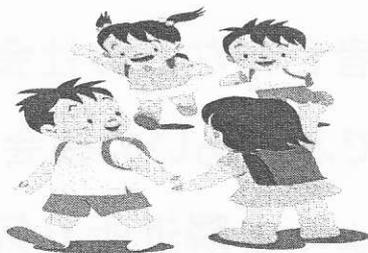
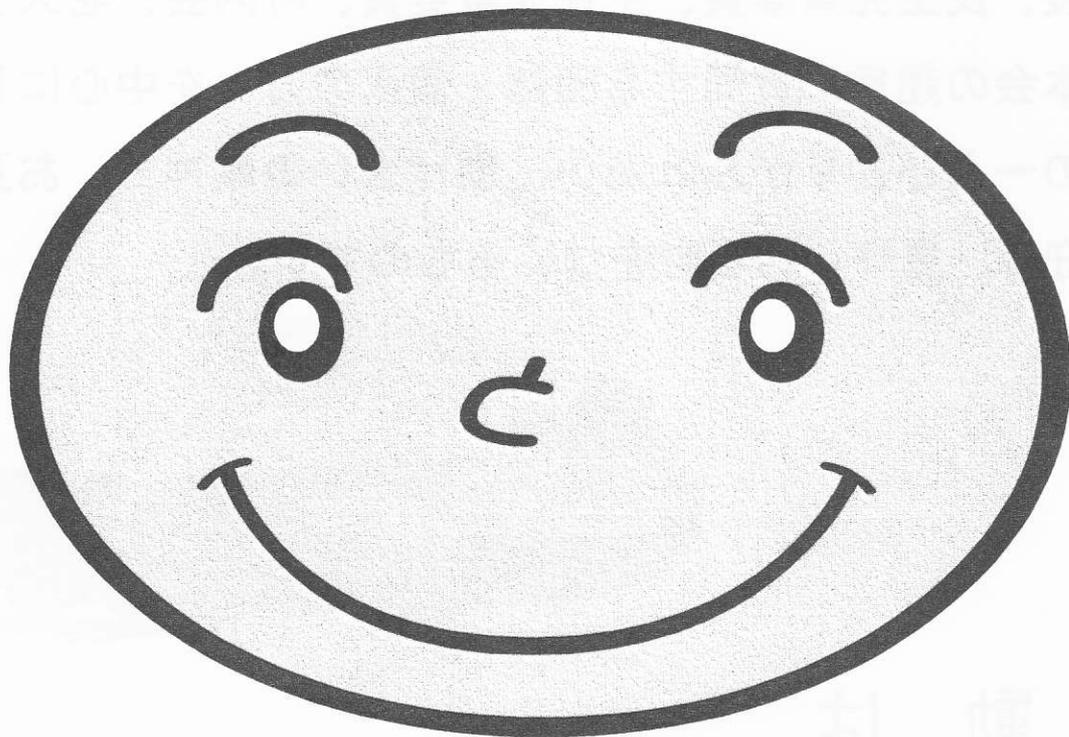


木曾川町連区

『見守りネットワーク』

活動を推進しましょう！



木曾川町連区見守りネットワーク推進委員会

『見守りネットワークとは』？

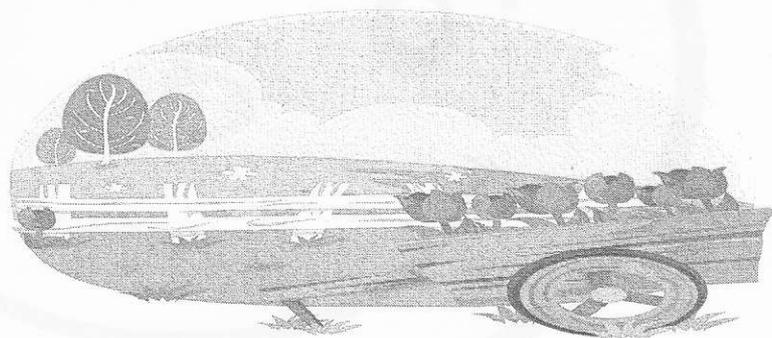


私たちが生活している木曾川町を

「だれもが安心して暮らすことができる

事故のない、安全で健康な木曾川町」にするために

町会長、民生児童委員、主任児童委員、町内会、老人クラブ、本会の趣旨に賛同する団体・個人の方々を中心にして地域の一人ひとりがふれあい、助け合いの精神で、お互いに見守り、見守られる町をつくるものです。



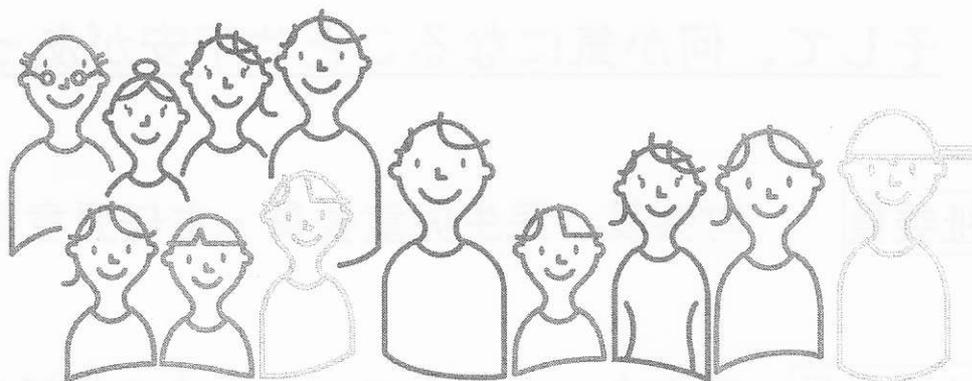
活 動 は

地域の一人暮らし老人や障害者世帯などの社会的弱者の方と、まわりの住民の方が進んでふれあいの機会をもち、普段は元気で心配ないが、ちょっと隣近所で気をつかってあげると安心して暮らせるという人に

「気配りや、目配り、声かけ」活動をするものです。

『見守りネットワーク』の対象者

- ☆ 一人暮らしのお年寄り
- ☆ 夫婦ともにお年寄りの家族
- ☆ 障害をもった方の介護をされていて手助けが必要な家庭
- ☆ 家族の者が働きに出て、昼間ひとりになってしまうお年寄り
- ☆ 両親が共稼ぎで子供だけで留守番をしている家庭
- ☆ 母子家庭・父子家庭・児童支援家庭
- ☆ その他、声かけや見守りの必要な家庭



『見守りネットワーク』の協力者

福祉委員

町会長、民生児童委員・主任児童委員

福祉協力員

町内会、老人クラブ、本会の趣旨に賛同する団体・個人の方々

『具体的にどうするの?』

「朝になっても、雨戸やカーテンが開かない」

「夜になっても、電気がついていない」

「新聞や郵便物が、たまっている」

「ここのところ、姿を見かけない」

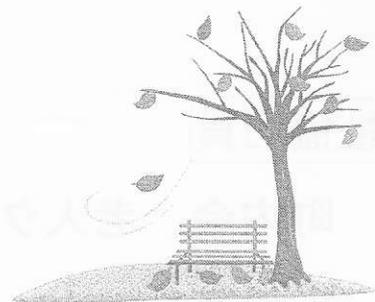
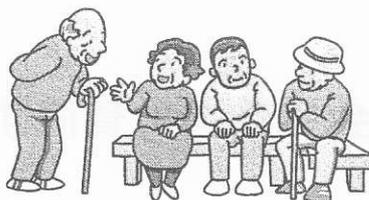
などの、ちょっとした気配りや目配り、又は声かけをお願いするものです。

そして、何か気になることや不安があったら

福祉委員 町会長、民生児童委員・主任児童委員

福祉協力員 町内会、老人クラブ、本会の趣旨に賛同する
団体・個人の方々

へ連絡をお願いします。



木曾川町連区「見守りネットワーク」を 推進しましょう

① 目的

真に豊かな地域社会を実現するため、地域住民の福祉を増進させ、町民一人ひとりが、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

そこで、福祉委員、福祉協力員の協力を得ながら、全ての要援護者を優しく見守り、助け合いのネットワークを築いて、問題の早期発見、関係機関との連携等、問題解決のための適切な対応にあたります。

② 社会的背景

急速な少子高齢化、社会構造の変化等により、ひとり暮らしの老人や障害者等の援護を必要とする人は年々増えてきています。従来、これらの要援護者の生活状況の把握は、地域に根ざした、町会長、民生児童委員の皆様のご活動に委ねられてきました。

しかし、地域住民の連帯感が薄れ、核家族化等により家庭の福祉力が著しく低下している中において、地域における要援護者の生活を考えた時、これらの人たちに対する見守り、助け合いのネットワークづくりは、地域福祉増進の主体としての幅広い住民参加により取り組まなければならない重要な課題となっています。

③ 要援護世帯の発見

次のことに気づかれたら、関係機関との連絡調整をしつつ、優しく見守り、助け合いの輪を広げましょう。

- (ア) 新聞、チラシ等の配達物がたまっている、回覧板が廻らない
- (イ) 雨戸が、昼間も閉まりっ放しになっている
- (ウ) 夜になっても電灯が点かない
- (エ) 最近姿を見かけなくなった
- (オ) 最近病気がちと聞いた
- (カ) 学校、保育園、幼稚園の休みが多い
- (キ) 顔、身体に、腫れ傷が見受けられる
- (ク) 幼児、児童の日常の様子がおかしい
- (ケ) その他

高齢化社会による要援護者の増加と幼児・児童の虐待

ひとり暮らしの老人や障害者の方が生き生きと健やかに暮らそうとしても様々な問題が横たわっています。幼児・児童の虐待を引き起こす要因にも様々な問題がひそんでいます。何が問題なのかを考えてみましょう。

① ひとり暮らしの老人

- イ 親族・親戚との疎遠
- ロ 近隣者との付き合いの疎遠
- ハ 住宅の密閉性
- ニ 連絡網の不備
- ホ その他

② 老人性認知者

- イ 福祉施設から在宅福祉への移行
- ロ 家族の介護疲れ、(24時間の見守りと介護)
- ハ 家族間の不和(介護者夫婦の離婚問題にもなっている)
- ニ 親族・親戚の不協力
- ホ 近隣者との付き合い疎遠による不協力
- へ その他

③ 老人障害者

- イ 療養費が高額
- ロ 障害者用器具等も高額
- ハ 病院等による長期療養の不可
- ニ 付き添い者の介護疲れ
- ホ 障害者用の住居設備不備
- へ その他

④ 幼児・児童の虐待

- イ 核家族による子育て方法がわからない親が多くなった
- ロ 子に対するしつけ・注意等の叱り方の度合いを知らない
- ハ ストレスからくる逆切れ
- ニ 子供より自分の楽しみごとの方を優先
- ホ 近隣者とのふれあいと応援の不付き合い
- へ 親自身の問題で子供に当たる
- ト その他

木曾川町連区見守りネットワーク推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この見守りネットワーク推進委員会（以下「本会」という。）は、地域内の老人世帯、障害者世帯等援助を必要としている世帯（以下「要援護世帯」という。）を近隣住民やボランティアが見守り、支援することにより、地域の福祉問題を早期に発見し、福祉事務所、社会福祉協議会等の関連機関と連携し、問題解決のための適切な対応を行い、地域住民の福祉を増進させ、安心して暮らすことができるまちづくりを目指すことを目的とする。

(実施主体)

第2条 本会の実施主体は、一宮市社会福祉協議会木曾川町支会とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域内の要援護世帯への支援活動
- (2) 地域内の各種団体、関係機関との連絡調整
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事業

(組織)

第4条 本会は、町会長、民生児童委員、主任児童委員（以下「福祉委員」という。）のほか、次に掲げる団体から推進又は自発的意思によって参画する者（以下「福祉協力員」という。）により構成する。

- (1) 町内会
- (2) 老人クラブ
- (3) 本会の趣旨に賛同する団体、個人

(役員)

第5条 本会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、一宮市社会福祉協議会木曾川町支会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、民生児童委員協議会長をもって充てる。
- 4 委員長は、本会を代表し総括する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、これを代行する。

(職務)

第6条 福祉委員は、要援護世帯の発見、要援護世帯への支援及び関係機関との連絡調整を主な職務とする。

- 2 福祉協力員は、要援護世帯の発見、福祉委員への連絡を主な職務とする。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が召集し、委員長は委員会の議長となる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。